

少子化への対応に向けた施策の推進について

【 内閣府・財務省・厚生労働省 】

提案・要望の内容

「新しい少子化対策について（H18.6.20 少子化社会対策会議決定）」を着実に推進するため、その具体的な方策を早期に明示するとともに、必要な財源については、国の責任において確保すること。

なお、対策の推進にあたっては、地方の特性や子育て世代の実情等を踏まえ、以下の点に配慮すること。

- ・ 経済的負担の軽減にあつては、相対的に所得の低い出産・子育て世代の状況を考慮し、効果的な施策を構築すること。
- ・ 仕事と家庭が両立できる環境づくりにあつては、従業員数が少ない中小企業に対する施策を充実すること。

【 現状と課題 】

「新しい少子化対策について」

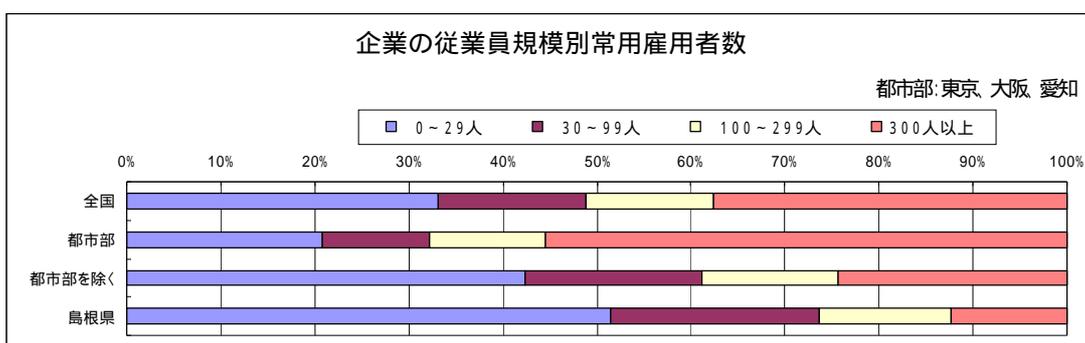
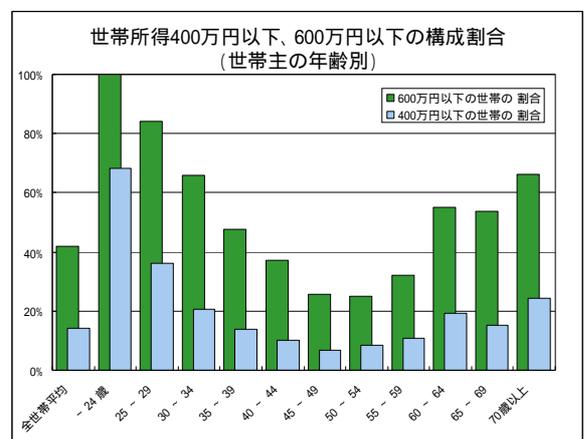
- ・ 本県の要望事項の趣旨については、「新しい少子化対策について」に大筋盛り込まれたところであり、これが着実に推進されることにより、少子化対策は大きく進展するものと評価している。
- ・ しかしながら、具体的な施策やその行程、必要な財源の確保については、歳出・歳入一体改革にあわせて、平成19年度予算編成過程において検討する、とされている。
- ・ 急速な少子化の進展は、地域の存立を脅かす重大な課題であるとの認識のもと、国の施策に呼応し、国との適切な役割分担のもとで、地方がその特性に配慮しながら独自の少子化対策に取り組む必要があり、そのためには、国が実施する具体的方策を早期に公表されるとともに、国の責任においてそれを着実に推進される必要がある。

経済的負担の軽減

子育ての経済的負担軽減を目的とする金銭給付については、児童手当と所得税の減税で行われているが、そのメリットをより多く享受できるのは一定以上の所得がある層となっている。したがって、相対的に所得の低い出産・子育て世帯が、そのメリットを最大限に享受できるような施策の構築が必要である。

仕事と家庭の両立

大企業に比べて中小企業の取り組みが遅れているが、中でも従業員数30人未満の小規模な企業の常用雇用者が過半数を超えている本県においては、規模の小さな企業の実態に即した施策を推進することが重要である。



【 本県の取り組み状況・方針 】

急速な少子化の進展は、地域の存立基盤を揺るがす重大な課題であるとの認識のもと、厳しい財政状況下で選択と集中をすすめる中で、少子化対策を重点プロジェクトのひとつに取り上げて本県独自の取り組みを推進してきた。

本県の取り組み状況

- ・ 経済的負担の軽減

乳幼児医療費の助成を従来から行っており、平成 17 年 10 月から本人負担 1 割の対象を小学校入学前まで拡充した。また、平成 15 年度から第三子以降の保育料軽減、平成 17 年度から特定不妊治療費の助成を実施している。

- ・ 仕事と家庭の両立

「子育てしやすい雇用環境整備事業」「しまね子育て応援賞の表彰」など職場づくりの支援・顕彰

【 提案要望の効果 】

国と地方の適切な役割分担のもと、それぞれの責任において効果的な施策を展開することにより相乗効果が得られ、少子化対策が大きく進展する。

出産・子育てに係る経済的負担の軽減が必要な世帯に実施できる

多くの雇用者に対して仕事と家庭が両立できる職場環境づくりが進展

URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/shoshika/>